

天理市下水道事業企業会計システム更新業務仕様書

1 業務名

天理市下水道事業企業会計システム更新業務

2 業務の目的

現行の下水道事業企業会計システム（以下「旧システム」という。）は、令和 10 年度にハードウェアの更新時期を迎える。今回の更新においては、企業会計事務の円滑な実施を行うとともに、業務の効率化を図るため、地方公営企業会計制度に準拠する新たなシステム（以下「新システム」という。）について受託者から提案を受け、導入及び構築を行うことを目的とする。

3 業務の期間

（1）企業会計システム更新業務

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

本稼働時期は令和 10 年 4 月 1 日とする。よって、令和 10 年度予算情報については、新システムで参照できる必要がある。そのため、受託者は予算編成に関する機能のみ先行して本稼働するか、または、旧システムで入力した当初予算情報を新システムに移行する対応を行うこと。なお、新システムで予算編成処理の入力を行う場合は、当該予算編成処理までに操作に関する研修を完了すること。本稼働前に発生する運用に係る費用（利用料、保守料等）は受託者の負担とする。

（2）企業会計システム保守・運用業務

令和 10 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日まで（60 ヶ月）

（2）についての業務委託契約は、（1）の業務の完了後、受託者と別途協議を行い契約を締結するものとする。

4 業務の概要

（1）企業会計システム更新業務

- ア 新システムの構築及び当該構築に附帯する業務（必要なカスタマイズ作業を含む）
- イ 会計事務に必要な帳票の作成
- ウ 新システムの稼働に必要な各種マスタの設定
- エ 新システムを利用するためのデータセンターの構築
- オ 旧システムから新システムへのデータ移行

- カ 庁内ネットワーク（LGWAN 接続系）への接続
 - キ 新システムの動作テスト
 - ク 新システム操作研修の実施
 - ケ 新システム操作マニュアルの作成
 - コ 新システムの納入及び運用開始までの支援
 - サ 前各号に掲げるもののほか、構築業務に必要な作業
- (2) 企業会計システム保守・運用業務
- ア 新システムの保守
 - イ 新システムの運用支援
 - ウ 法改正、制度改正等によるバージョンアップ

5 業務の履行場所

新システムを利用する場所は、次のとおりとする。

- (1) 奈良県天理市川原城町 600 番地 10 (奈良県広域水道企業団天理事務所内)
天理市建設部下水道課内外
- (2) 奈良県天理市川原城町 605 番地 (天理市庁舎)

6 天理市下水道事業会計の概要

令和 8 年 3 月 31 日現在における天理市下水道事業会計の概要は以下のとおり。

- (1) 行政区域内人口 約 5.9 万人
- (2) システム利用職員数 14 人
- (3) システム同時接続端末台数 8 台
- (4) システムで処理する事業
 - ア 公共下水道事業
 - イ 特定環境保全公共下水道事業
 - ウ 農業集落排水事業

7 システムで処理する業務

- (1) 業務範囲
 - ア 予算関連（予算編成、予算管理、補正予算等）
 - イ 会計基本処理（調定・収納業務、支払業務、日次・月次処理業務等）
 - ウ 決算業務
 - エ 固定資産管理（固定資産台帳、減価償却費の管理等）
 - オ 前各号に掲げるもののほか、各種マスタ管理等、会計事務の運用において必要なこと

(2) システムで処理する伝票及び業務量

システムで処理する伝票及び年間予定件数は以下のとおり。ただし、業務量の増加による処理件数の増加に備え、予定件数を上回った場合でも処理が可能なシステムを構築することとする。

ア 収入伝票	150 件／年
イ 予定支出負担行為伺書	100 件／年
ウ 支出負担行為伺書（決定）	250 件／年
エ 支払伝票、支出負担行為兼支払伝票	1,100 件／年
オ 振替伝票	500 件／年
カ 予算流用伝票	50 件／年

8 企業会計システム更新業務

(1) 導入形態

総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用したクラウド方式（LGWAN-ASP 方式）とし、本市の執務場所にサーバを設置しないものとする。新システムの導入及び運用にあたり、本業務仕様書に記載する安全性、システム障害時における業務への影響を考慮した対策を講じること。本市とデータセンターへの接続のためのネットワーク回線の構築に要する費用は、受託者の負担とする。

(2) システム構築

新システムにおいて必要な機能は、別紙「天理市下水道事業企業会計システム更新業務委託 機能要件書」（以下「機能要件書」という。）のとおりとする。パッケージソフトの標準機能で対応できない場合は、カスタマイズ又は代替案により対応すること。

本市の会計事務の運用に適したシステムとなるよう、必要なカスタマイズを行ったうえで、安全で安定した運用が可能であり、今後のバージョンアップ等に対応可能なシステムを構築すること。

新システムの導入においては、本市の庁内ネットワーク上で稼働する他の業務システム等の運用に支障を来さないようにすること。庁内ネットワークとの接続やクライアント端末へのインストール等のため調整を要する場合は、事前に本市と協議すること。本市の庁内に設置のシステム関連機器の他に機器等を必要とする場合は、その調達に要する費用は受託者の負担とする。

(3) 導入支援

新システムの導入にあたり、受託者は、円滑な導入に資するため必要な提案、支援を行うこと。

(4) 導入機器

クライアント端末は、既存機器を使用することとする。令和8年3月31日時点での既存機器の台数及び仕様は、次に掲げるとおりとする。ただし、機器の更新等により台数の増加や機器の変更を行うことがある。

項目	仕様、性能等
台数	8台
形態	ノート型パソコン
OS	Windows 10 Pro
プロセッサ	Intel(R)Core(TM)i5-1235U
メモリ	8GB
オフィスソフト	Microsoft Office LTSC Standard 2021
ブラウザ	Microsoft Edge

(5) データ移行作業

旧システムから新システムへのデータ移行作業は、本業務委託契約の締結後に、受託者、本市並びに旧システム保守・運用事業者で協議のうえ実施するものとする。受託者は、電子データで提供された移行対象データを新システムへ移行するとともに、移行に伴い必要なデータの設定を新システムにおいて行うものとする。データ移行（移行に関するテストを含む）の回数は、新システムにおいて令和10年度予算編成に関する機能を先行して利用開始することから、複数回実施することを想定している。新システムへ移行したデータは、旧システムより出力したデータと内容及び数値が一致していることを受託者にて確認を行うこととし、不足するデータがある場合には、本市と協議のうえ、データの直接入力等による補完又はシステム変更にて対応すること。

移行対象データは次に掲げるとおりとする。

- ・勘定科目、予算科目、部署等の情報
- ・旧システムで執行した伝票の情報
- ・債権者、債務者等の情報
- ・金融機関情報
- ・固定資産情報
- ・その他必要と認める情報

(6) システム動作テスト

システム動作テストに要する費用は、受託者の負担とする。

システム動作テストを行う環境及び機器は、受託者において準備すること。

(7) データセンター

データセンターについては、次に掲げる要件を備え、セキュリティ対策及び

安全性の確保されたものであること。

ア 国内法が適用される日本国内に設置されていること。

イ 震度 6 弱以上の地震が発生しても倒壊しない耐震又は免震性能を有していること。

ウ 津波、高潮、集中豪雨等の風水害に対する対策が講じられた構造であること。

エ 建築基準法及び消防法で規定されている耐火性能を有しており、火災検知設備及び消火設備が設置されていること。

オ サーバ等機器を設置する室内に水を使用する設備を設置していないこと。

カ 落雷からサーバ等機器及び電源設備を防護するための対策が講じられた構造であること。

キ サーバ等機器を設置する室内は外光の影響を受けない対策が講じられていること。

ク 24 時間 365 日、安定した電源供給ができること。

ケ 自家発電設備を備え、停電後も一定の時間稼働できること。

コ 無停電電源装置（UPS）を設置していること。

サ 災害時にも業務を継続できるよう、遠隔地へデータをバックアップすることができること。

シ サーバ等機器を設置する室内は、機器が正常に稼働できる温度及び湿度を保つことができること。

ス 施設への立入りは許可された者のみとし、入退室の記録が 24 時間 365 日記録されるとともに、当該記録が一定期間保存されること。

セ 施設内に監視カメラが設置され、施設内を 24 時間 365 日監視するとともに、映像記録が一定期間保存されること。

ソ システムに必要なソフトウェア及びライセンスは、全て受託者が用意すること。

タ その他、総務省が定める「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」において、クラウドサービス提供事業者に求められる対策を行うこと。

9 準拠する法令、規則等

本業務は、本仕様書及び業務委託契約書によるほか、次の各号に掲げる関係法令及び規則等に準拠し実施するものとする。

・地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）、同法施行令（昭和 27 年政令第

- 403号)、同法施行規則(昭和27年総理府令第73号)
- ・地方自治法(昭和22年法律第67号)
 - ・地方財政法(昭和23年法律第109号)
 - ・消費税法(昭和63年法律第108号)
 - ・下水道法(昭和33年法律第79号)
 - ・その他必要な関係法令、規程、規則等

10 業務実施に関する事項

(1) 受託者に関する事項

- ア 受託者は、新システムの機能が十分に発揮できるよう、本仕様書、機能要件書並びに業務委託契約書に基づき本業務を履行すること。
- イ 受託者は、本業務の履行にあたり、法令、規則等を遵守すること。
- ウ 受託者は、プライバシーマークの認定又はISMS適合性評価制度の認証を受けていること。
- エ 受託者自らがサポート可能なパッケージソフトを導入すること。新システムの運用開始日以降は、本市からの問い合わせや障害切り分け(保守対応)について、受託者を窓口として対応可能であること。
- オ 受託者は、本業務の履行及び確認に必要な書類を整備し、本市が提出を求めた場合は速やかに提出すること。
- カ 受託者は、業務の履行に関する報告書等を指定期日までに本市へ提出すること。
- キ 受託者は、本仕様書、機能要件書に明記されていない事項であっても、本業務を履行する上で当然必要となる作業等は、良識ある判断に基づき実施すること。
- ク 受託者は、作業の開始前に業務の内容、体制並びにスケジュール等を記載した業務計画書を本市へ提出し、本市の承認を得た上で作業に着手すること。新システムの品質に常に留意し、品質保持のため十分な体制及び適正な管理の下で本業務を履行すること。
- ケ 受託者は、本業務の履行にあたり、本市職員にヒアリング等を行い、認識の齟齬のないようにすること。

(2) 秘密の保持

- ア 受託者は、個人情報の管理を適切かつ厳格に行うこと。
- イ 受託者は、本業務の履行を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了後又は契約解除後においても同様とする。
- ウ 受託者は、本業務の履行の過程で得た記録等を含む成果物を本市の許

可なく第三者に閲覧し、複写し、貸与し、又は譲渡してはならない。

エ 業務の履行のため本市が受託者へ提供した資料及びデータ等は、本業務以外の用途に用いてはならない。

(3) 再委託の禁止

本業務を他の事業者に一括して再委託することは認めない。業務の一部について再委託を予定する場合は、企画提案書に委託内容等を記載すること。また本業務の着手前に、書面で本市の承諾を得ること。

(4) 打ち合わせ及び報告

ア 本市及び受託者は、本業務の履行のため定期的な打ち合わせを行い、課題、提案事項等を協議するものとする。打ち合わせは、奈良県広域水道企業団天理事務所又は天理市庁舎で実施するものとする。ただし、協議内容によりリモート開催で実施することを妨げない。

イ 受託者は、前項の協議内容について、打ち合わせから1週間以内に議事録を作成し、本市と受託者で確認の上、当該議事録をそれぞれ1部ずつ保有するものとする。

ウ 受託者は、本業務の履行にあたり作業月報等を作成し、進捗状況を本市へ報告するものとする。

(5) データ所有権

新システムで生成されたデータは、すべて本市が所有権を持つものとする。

(6) 著作権

本業務の履行に関し得られた発明、考案等（以下「関連発明等」という。）に関する知的財産権（出願する権利を含む。）の帰属については、次に掲げるとおりとする。

ア 本市又は受託者が単独で行った関連発明等に関する知的財産権は、当該関連発明等を行った当事者に単独で帰属する。

イ 本業務の履行に関し創作された著作物の著作権の帰属については、前項の規定を準用する。

ウ 本業務の履行に関し得られた設定資料等は、本市及び受託者がそれぞれ単独に使用し、複製し、改良する権利を有する。ただし、第三者に使用させる場合は、本市及び受託者の合意のもとで行うものとする。

(7) 特許権等の使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権並びに商標権その他法令の規定により保護される第三者の権利を用いて本業務を履行するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(8) 契約不適合責任

本業務において構築した新システムが、本市の要求する機能を満たさないことが判明した場合や、設計における問題による機能の不備が判明した場合は、本市と受託者との協議の上で無償により新システムを修正することとする。修正時には不具合部分のみ修正することとし、本市の承諾なくユーザーインターフェイス、操作方法等の変更を行わないこととする。修正を求める期間は、成果物の引渡日から1年を経過するまでとする。ただし、1年を経過した後でも、当該不備が受託者の重大な過失による場合は、無償による修正の対象とする。

(9) 新システム操作マニュアル及び操作研修

ア 新システムについて、本市の運用に即した操作マニュアルを作成すること。新システム構築後のバージョンアップや設定変更等による操作マニュアルの改訂が必要な場合は、改訂版の操作マニュアルを提供すること。提供方法は、紙媒体及び電子データによるものとする。

イ 新システムの円滑な運用を図るため、研修資料等を作成し操作研修を実施すること。操作研修により、新システムの基本的な操作方法を説明すること。また会計事務に携わる職員の負担軽減につながる新システムの効率的な操作方法を説明すること。研修の回数は、3回程度とし、実施時期は令和9年9月～10月頃（予算編成に関する機能のみ）及び令和10年3月頃を予定している。

ウ 操作マニュアルの作成及び操作研修に要する費用は受託者の負担とし、提案額に含むものとする。

11 成果物の納品

本業務の成果物は、次に掲げるとおりとする。イからオの成果物は、紙媒体及び電子データで納品すること。

ア 新システム一式

イ 業務完了報告書

業務概要書、新システム設定書、カスタマイズ機能設定一覧書、各種帳票一覧を含むこと。

ウ 新システム操作マニュアル

エ 打ち合わせ議事録

オ 作業月報

カ その他関連する書類

12 その他

新システムの使用期間は「3 業務の期間」に示したとおりとする。令和 15 年度以降にシステムの引継ぎによるデータ移行が発生する場合、受託者はデータ構造の提示及び C S V 形式等の汎用フォーマットでのデータ抽出等を行うものとする。データ抽出等に必要となる費用は、すべて受託者の負担とする。